



地 方 厚 生 (支)局 医 療 課 都道府県民生主管部(局) 国民健康保険主管課(部) 御中 都道府県後期高齢者医療主管部(局) 後期高齢者医療主管課(部)

厚生労働省保険局医療課

疑義解釈資料の送付について (その29)

診療報酬の算定方法の一部を改正する告示(令和6年厚生労働省告示第57号)等については、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(令和6年3月5日保医発0305第4号)等により、令和6年6月1日より実施することとしているところであるが、今般、その取扱いに係る疑義解釈資料を別添のとおり取りまとめたので、本事務連絡を確認の上、適切に運用いただくようお願いします。

医科診療報酬点数表関係

【届出に関する手続き】

- 問1 「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて(保医発0305第6号令和6年3月5日)」の第2の4(3)イについて、「新規届出の場合」とは、当該保険医療機関の新規開設又は当該手術等を実施する診療科を新規開設する場合のほか、当該保険医療機関が当該届出を初めて行う場合も該当するか。
- (答) そのとおり。

【協力対象施設入所者入院加算】

- 問2 「令和6年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.16)(令和7年9月5日事務連絡)」において、「同項第3号に規定する『入所者の病状が急変した場合等において、当該介護老人保健施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること』の要件については、必ずしも当該介護老人保健施設の入所者が入院するための専用の病床を確保する必要はなく、一般的に当該地域で在宅療養を行う者を受け入れる体制が確保されていればよい。」との解釈が示されたが、「A253」協力対象施設入所者入院加算を算定するためには、上記に加え、当該保険医療機関において、緊急時に介護保険施設等に入所する患者が入院できる病床を常に確保し、やむを得ない事情により当該保険医療機関に入院させることが困難な場合は、当該保険医療機関が当該患者に入院可能な保険医療機関を紹介する必要があるか。
- (答) そのとおり。基本診療料の施設基準通知第26の11に規定する「当該保険 医療機関において、緊急時に介護保険施設等に入所する患者が入院できる 病床を常に確保していること。ただし、当該保険医療機関が確保している病 床を超える複数の患者の緊急の入院が必要な場合等、やむを得ない事情に より当該保険医療機関に入院させることが困難な場合は、当該保険医療機関が当該患者に入院可能な保険医療機関を紹介すること。」を満たす必要が ある。

【入院栄養食事指導料】

問3 高血圧症の患者に対する減塩食(塩分の総量が6g未満のものに限る。) は、「B001」の「9」外来栄養食事指導料と同様に、「B001」の「10」 入院栄養食事指導料の算定対象となる特別食に含まれるか。 (答)入院栄養食事指導料の特別食は、外来栄養食事指導料における留意事項の例によるとされているため、高血圧症の患者に対する減塩食(塩分の総量が6g未満のものに限る。)は含まれる。なお、入院時食事療養(I)又は入院時生活療養(I)の特別食加算の対象にはならないことに留意すること。

【一般不妊治療管理料】

- 問4 「B001」の「32」一般不妊治療管理料、「B001」の「33」生殖補助医療管理料、及び「K838-2」精巣内精子採取術の施設基準における「国が示す不妊症に係る医療機関の情報提供に関する事業に協力すること」とは、具体的には何を指すのか。
- (答) 現時点では、令和7年9月9日にこども家庭庁成育局母子保健課より発出された事務連絡「不妊症に係る医療機関の情報提供に関する協力依頼について」が示す事業に協力することを指す。

なお、これに伴い、「疑義解釈資料の送付について(その9)」(令和6年6月20日事務連絡)別添2の問1は廃止する。

(参考)

【事務連絡】不妊症に係る医療機関の情報提供に関する協力依頼について

【プログラム医療機器等指導管理料】

- 問5 「B005-14」プログラム医療機器等指導管理料について、算定留意 事項通知の(2)において、「アルコール依存症に係る適切な研修の修了 証について、当該保険医療機関の見やすい場所に掲示していること」とさ れているが、写しを掲示することでもよいか。
- (答) 差し支えない。
- 問6 「B005-14」プログラム医療機器等指導管理料について、算定留意 事項通知の(2)の要件にある「アルコール依存症に係る適切な研修」と は具体的にはどのようなものがあるか。
- (答) 現時点では、以下の研修が該当する。
 - ① 一般社団法人日本アルコール・アディクション医学会及び一般社団法人日本肝臓学会が主催する「アルコール依存症の診断と治療に関する e-ラーニング研修」
 - ② 独立行政法人国立病院機構久里浜医療センターが主催する「アルコール依存症臨床医等研修」

【介護保険施設等連携往診加算】

- 問7 「令和6年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.16)(令和7年9月5日事務連絡)」において、「介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成11年厚生省令第40号)第30条第1項第2号に規定する『当該介護老人保健施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること』の要件については、介護老人保健施設からの診療の求めがあった場合において、常時外来も含めて診療が可能な体制を確保する必要があることを求めているものであり、必ずしも往診を行う体制を常時確保している必要はない。」との解釈が示されたが、「C000」往診料の「注10」に規定する介護保険施設等連携往診加算を算定するためには、上記に加え、当該保険医療機関において、当該介護保険施設等の求めに応じて、24時間往診が可能な体制を確保している必要があるか。
- (答) そのとおり。特掲診療料の施設基準通知第14の4の2に規定する「当該保険医療機関において、当該介護保険施設等の求めに応じて、24時間往診が可能な体制を確保し、往診担当医の氏名、担当日等を文書により当該介護保険施設等に提供していること。」を満たす必要がある。

【その他】

- 問8 「「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める医薬 る掲示事項等」及び「保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬 品等」の実施上の留意事項について」(平成18年3月13日保医発第0313003号)の29「医療上必要があると認められない、患者の都合による精子の凍結又は融解に関する事項」の(3)において、「精子の凍結又は融解に係る特別の料金については、K917-5に掲げる精子凍結保存管理料の1の所定点数相当額を標準とすること。」とあるが、精子の凍結保存から1年経過している場合であって、凍結精子の保存に係る維持管理を行ったときは、K917-5に掲げる精子凍結保存管理料の2の精子凍結保存維持管理料の所定点数相当額を標準とした費用を徴収することは可能か。
- (答)可能。なお、(6)において、「保険医療機関が、精子の凍結又は融解に係る費用等を定めた場合又は変更しようとする場合は、別紙様式23により地方厚生(支)局長にその都度報告するものとすること。」とされているため留意すること。